

令和 4 年 5 月 30 日
開会 10 時 00 分

○江上議長

それでは、まず定足数の確認をいたします。議員定数 16 人中、ただいまの出席議員は 16 人で、定足数に達しております。したがいまして、令和 4 年第 1 回、宗像地区事務組合議会臨時会は成立しましたので、臨時会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、議長としてご挨拶を申し上げます。福岡県における新型コロナウイルス感染症対策の現状は、今年 1 月から県独自のコロナ警報を発動していることは、皆様ご承知のとおりでございます。このコロナ警報につきまして、知事が、先週の 27 日の記者会見におきまして、新規感染者数は 1000 人台で確実に減少傾向にあり、病床使用率も低下していくことが推測される。週末の状況を見極めた上で、この状態が続けば、週明けにもコロナ警報の解除について判断したいと述べ、今週中にも、警報解除の判断を行う旨の方針を示されました。ただ、引き続き、基本的な感染予防には努めなければならないと思いますので、本臨時会におきましても、感染防止対策を講じながら、会議を進めることとしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それではこれより会議を開きます。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、会議事件説明のため、原崎組合長を初め、関係職員各位の出席を求めております。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定に基づき、11 番末吉孝議員、12 番戸田進一議員を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、会期は本日 1 日と決定いたしました。日程第 3 「諸報告及び提案概要説明」を行います。原崎組合長から、令和 4 年第 1 回臨時会招集に当たり、報告事項があればお受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

おはようございます。本日、令和 4 年第 1 回議会臨時会の開催に当たりまして、ご挨拶と提案説明を申し上げさせていただきます。議員の皆様におかれましては、お忙しい中本臨時会にご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。従前より引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながらの議会開催となります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会では、4 件の議案についてご審議をお願いするものでございます。

まず第 11 号議案は国が育児休業制度等の見直しを行うことを受けまして、本組合においても育児休業等に関する条例の一部改正を専決処分により行ったために、その報告をし、ご承認をいただくものでございます。

第 12 号議案につきましては、令和 4 年度の本木簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)につきまして、令和 4 年 4 月 1 日付けで専決処分をいたしましたので、報告をいたしましてご承認いただくものでございます。

第 13 号議案は、予定価格 2000 万円以上の消防ポンプ自動車購入に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得となることから、関係条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に第 14 号議案は令和 3 年度人事院の勧告に伴い、給与条例の一部を改正するものでございます。

以上いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議いただきましてご議決賜りますようお願い申

し上げ、諸報告とさせていただきます。以上でございます。

○江上議長

以上で、原崎組合長の挨拶並び、諸報告を終了いたします。日程第 4 第 11 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 11 号議案をご説明いたします。議案書の 11 ページをお開きください。

第 11 号議案「専決処分の承認について」

宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、令和 4 年 3 月 16 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 4 年 5 月 30 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

提案理由 令和 3 年の人事院勧告に伴い、国が、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、育児休業制度等の見直しを行い、令和 4 年 4 月 1 日から施行することを受け、当組合においても国に準拠し、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を実施するために、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業等の取得要件であった、「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件を廃止するとともに、第 21 条において育児休業の承認の請求に係る意向確認のための面談等の措置を講じること。育児休業を取得しようとする職員が不利益な取扱いを受けることがないようにすることを追加いたしました。

また、第 22 条において、育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を追加いたしました。議会にお諮りする時間的余裕がなかったため、3 月 16 日付けで専決させていただいた次第です。

以上で第 11 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

それでは本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 11 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成でございます。従いまして、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 12 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求める。堤事務局長。

○堤事務局長

第 12 号議案について説明いたします。議案書の 12 ページをお開きください。

第 12 号議案「専決処分の承認について」

令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、令和 4 年 4 月 1 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 4 年 5 月 30 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定めた。

提案理由 令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計における当該事業年度に属する債務として整理する未払金の金額が当初の予定より増加したため、令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

通常、一般会計や特別会計においては、4 月 5 月を出納整理期間として、前年度予算に係る収入支出の整理を行いますが、地方公営企業会計においては、年度末に収入支払いの終わらないものは、3 月 31 日付けで未収金、未払金に整理し、4 月以降に未払金の支払いを行います。法適用への移行初年度は、出納整理期間がなく、年度末での未収金未払金での整理もできない状況となるため、令和 4 年度の当初予算の第 4 条の 2 特例的収入及び支出で、未収金、未払金として整理する金額として計上します。

本木簡易水道事業につきましては、令和 4 年 4 月から、地方公営企業法を適用しましたので、当初予算において精算払いが必要である北九州市への包括業務委託料の見込額を特例的支出となる未払金として計上しておりましたが、法適化に伴うシステム改修などの業務委託の完了が年度末となったことによって、3 月中の支払いができず、打切り決算を迎えたため、令和 4 年度に特例的支出として支払う必要が生じました。令和 3 年度の業務に係るものでありますので、事業者への支払いを至急行う必要があり、議会にお諮りする時間的余裕がなかったために、4 月 1 日付けで専決させていただいた次第です。

では補正予算書の説明に入ります。1 ページをご覧ください。

第 2 条、予算第 4 条の 2 に定めた、当該年度に属する債務として整理する未払金の金額を 990 万円に補正するものでございます。3 ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書です。今回の補正是令和 3 年度の未払金の金額のみで、未払金増加額と資金期首残高がプラスマイナス同額の変動ですので、1 番下の資金期末残高 5231 円に変わりはございません。4 ページ 5 ページをお開きください。予定開始貸借対照表です。資産の部 2 流動資産 (1) 現金預金、負債の部 4 流動資産(2) 未払金が変更になり、それに伴い、資産合計及び負債資本合計も変更となっております。

簡単ではございますが、以上で令和 4 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。

これより、第 12 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 13 号議案「財産の取得について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

議案書の 13 ページ、第 13 号議案について説明をいたします。

第 13 号議案「財産の取得について」

次のとおり、財産を取得するものとする。令和 4 年 5 月 30 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1 取得する財産の種類等 消防ポンプ自動車(1 台)

2 取得価格 4400 万円(うち消費税及び地方消費税の額 400 万円)

3 契約の相手方 福岡市中央区長浜二丁目 3 番 40 号 愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役 有馬拓

提案理由 福津消防署に配置する消防ポンプ自動車(1 台)を購入するため、令和 4 年 4 月 28 日制限付一般競争入札により契約の相手方を定めたが、その者と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 条)第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

参考資料として、本件のポンプ自動車の主な仕様と納入期限を記載しております。また、入札の結果及びポンプ自動車の概要を議案関係資料に記載しておりますのでご確認願います。

以上で第 13 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 13 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○江上議長

全員賛成であります。したがいまして、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 第 14 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。堤事務局長。

○堤事務局長

第 14 号議案について説明をいたします。議案書の 14 ページをお開きください。

第 14 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和 4 年 5 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁
提案理由 令和 3 年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

改正の内容については、本日机上に別途お配りしました第 14 号議案関係資料で説明いたしますのでそちらをご覧ください。

今回の改正は、期末・勤勉手当の支給率の改定です。民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の年間の支給割合を、現行 4.45 から 0.15 月分引き下げ、4.3 月に、再任用職員の年間の支給割合を現行 2.35 から 0.1 月分引き下げ、2.25、に改定します。なお、この引き下げ分は、民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給割合に反映します。資料の表をご覧ください。令和 3 年度改定前、令和 3 年度人事院勧告及び令和 4 年度以降の支給割合を示しております。一般職の令和 4 年度以降につきましては、引き下げ分 0.15 月を期末手当の 6 月分と 12 月分にそれぞれ割り振って、年支給合計を 4.3 月といたします。再任用職員の令和 4 年度以降については、引き下げ分 0.1 月を期末手当の 6 月分と 12 月分とにそれぞれ割り振って、年合計支給割合を 2.25 月といたします。また、令和 4 年 6 月期末手当については、特例措置を設けております。表外に記載しておりますが、令和 3 年 12 月に引き下げ予定であった相当額が減額となります。なお、これらの改正は、一般職及び再任用職員につきましては、人事院勧告及び宗像市、福津市と同様の措置となっております。以上で、第 14 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。石田議員。

○石田議員

4 番石田です。今ご説明がありましたけれども、福津市、宗像市、それぞれ地域手当が違います。福津市の場合は今回、地域手当の基準が上がっておりますが、このあたりはどういうふうになるのか、お尋ねいたします。

○江上議長

堤事務局長。

○堤事務局長

宗像地区事務組合の地域手当につきましては、宗像市に準じて 5%となっております。今回その変更はございません。以上でございます。

○江上議長

他に質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより、第 14 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(多数起立)

○江上議長

賛成多数であります。したがいまして、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。なお、会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。したがいまして、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長にご一任いただくことに決定いたしました。以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしましたので、令和 4 年第 1 回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。